

令和7年

第70回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

会 期	令和7年8月7日	開会
	令和7年8月7日	閉会

令和7年第70回沖縄県介護保険広域連合議会定例会会期日程表

開会 8月7日
 閉会 8月7日
 会期 1日間

目次	月日(曜)	会議区分	開議時刻	摘 要
1	8月7日(木)	本会議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 議席の指定 会期の決定 諸般の報告 議会運営委員会の委員選任 議会活性化特別委員会の委員選任 一般質問 議案の審議 同意第1号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について 同意第2号 沖縄県介護保険広域連合の識見を有する監査委員の選任について 議案第8号 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定について 議案第9号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第1号) 議案第10号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第1号) 認定第1号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について 認定第2号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について 議員派遣の件 閉会中の継続調査の件 閉会

第 1 日 目

8 月 7 日 (木)

令和7年第70回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

令和7年第70回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）は、令和7年8月7日（木）沖縄県介護保険広域連合（大会議室）に招集された。

1. 開会、閉会の日時及び宣告

開会（令和7年8月7日 : 午前10時00分）

閉会（令和7年8月7日 : 午後 2時21分）

開会の宣告（議長 松田 昌邦）

閉会の宣告（議長 松田 昌邦）

2. 応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏名
1	島袋 晴美
2	大山 美佐子
3	東江 光枝
4	島袋 輝也
5	仲宗根 須磨子
6	當山 直彦
8	仲村 広美
9	島袋 義範
10	上地 義則
11	東江 清和
12	仲村 龍也
13	新垣 千秋
14	川上 龍太
15	新垣 貞則

議席番号	氏名
16	山城 勝貴
17	宜保 龍平
18	永山 清和
19	普天間 真也
20	仲里 賢次
21	玉城 陽平
22	吉永 将志
23	新垣 一史
25	照喜名 英雄
26	渡口 亮
27	比嘉 元美
28	比嘉 俊伸
29	松田 昌邦

3. 不応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏名
7	眞栄田 絵麻
24	西田 吉之介

4. 出席議員及び欠席議員は、応招議員及び不応招議員と同じである。

5. 本会議に職務のため出席したものは、次のとおりである。

課 名	氏 名
総 務 課	與那覇 祥 一

課 名	氏 名
総 務 課	徳 田 奈都女

6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席したものは次のとおりである。

職 名	氏 名
広域連合長	赤 嶺 正 之
副広域連合長	渡久地 政 志
事 務 局 長	糸 数 義 人
総 務 課 長	宇地原 勇

職 名	氏 名
計画推進課長	大 城 朝 敏
会 計 課 長	金 城 直 子
認 定 課 長	伊 佐 英 明

7. 会議に付した事件は、次のとおりである。

- 同意第1号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について
- 同意第2号 沖縄県介護保険広域連合の識見を有する監査委員の選任について
- 議案第8号 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定について
- 議案第9号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第10号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について

令和7年第70回議会（定例会）議事日程（第1号）

8月7日（木） 午前10時 開会

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		議席の指定	
3		会期の決定	
4		諸般の報告	
5		議会運営委員会の委員選任	
6		議会活性化特別委員会の委員選任	
7		一般質問	
8	同意第1号	沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について	即 決
9	同意第2号	沖縄県介護保険広域連合の識見を有する監査委員の選任について	即 決
10	議案第8号	沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定について	即 決
11	議案第9号	令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第1号）	即 決
12	議案第10号	令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号）	即 決
13	認定第1号	令和6年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について	即 決
14	認定第2号	令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定について	即 決
15		議員派遣の件	
16		閉会中の継続調査の件	

○議長 松田昌邦 ただいまから令和7年第70回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

開会にあたり、広域連合長より招集のご挨拶がございます。

広域連合長。

○広域連合長 赤嶺正之 皆さん、おはようございます。本日は、令和7年第70回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におきましてはご多忙の中ご出席を賜り、心から感謝を申し上げます。各市町村議会におきましては、来月の定例会へ向けた準備等もあり、日程が厳しい時期にあるかと思いますが、議員皆様のご理解をいただき、ありがとうございます。

それでは開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

広域連合の運営については、日頃から議員皆様のご配慮とご協力をいただき、順調に運営を進めております。この場をお借りいたしまして、感謝を申し上げます。

さて、今年度は構成市町村の地域特性を考慮し、参加と協働でつくる包摂的な社会づくりを視野に、円滑な介護保険制度を推進するための指針として策定いたしました、第9期介護保険事業計画の中間年度として重要な年を迎えております。そこで、当該計画の推進状況を踏まえつつ、その達成に向けて取り組んでいく必要がございます。こうしたことを踏まえまして、広域連合におきましては、構成市町村のご理解とご協力の下、今期の事業計画の実現と円滑な業務運営に取り組んでまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日議会へ提案する案件は、同意が2件、議案が3件、認定が2件となっております。議案等の内容につきましては、事務局長より提案理

由の説明の中で申し上げますので、これらの提案についてご審議くださるようお願いを申し上げます。令和7年8月7日、沖縄県介護保険広域連合長 赤嶺正之。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 松田昌邦 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、議席15番 新垣貞則議員及び議席16番 山城勝貴議員を指名します。

日程第2 議席の指定を行います。

松田大輔議員の任期満了に伴いまして、本部町より当選されました仲宗根須磨子議員の議席は5番に、志村幸司議員の任期満了に伴いまして、与那原町より当選されました仲里賢次議員の議席は20番に、会議規則第4条第2項の規定によって指名いたします。

日程第3 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会議は、本日の1日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって定例会の会期は、本日の1日間に決定いたしました。

日程第4 諸般の報告を行います。

本定例会の会議に出席を求めた説明員の職、氏名は、お手元に配りました名簿のとおりであります。

次に、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されていますので、事務局にて閲覧に供しています。

8月6日に全員協議会を開催しました。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 議会運営委員会の委員選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第3条の規定によって、當山直彦議員及び宜保龍平議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって議会運営委員に、當山直彦議員及び宜保龍平議員を選任することに決定いたしました。

現在、議会運営委員会は委員長が欠けておりますので、ただいまより議会運営委員会を開催し、委員長の互選を行いたいと思います。

しばらく休憩いたします。

休憩 (午前10時06分)

~~~~~

再開 (午前10時12分)

○議長 松田昌邦 再開いたします。

休憩中に議会運営委員会が開催され、委員長・副委員長の互選が行われました。その結果が手元にまいりましたので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に永山清和議員、副委員長に宜保龍平議員、以上のとおり互選されたとの報告がありました。

日程第6 議会活性化特別委員会の委員選任を行います。

お諮りいたします。議会活性化特別委員の選任については、委員会条例第3条の規定によって、仲村広美議員及び仲村龍也議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって議会活性化特別委員に、仲村広美議員及び仲村龍也議員を選任することに決定いたしました。

日程第7 一般質問を行います。

発言の時間について申し上げます。本日の一般質問についての発言は、同一議員につき15分以内といたします。順次発言を許します。

21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 それでは一般質問をさせていただきたいと思います。今回は一問一答方式で行っていきたいと思いますので、1の(1)だけここで読み上げて、残りは自席で行わせていただきます。

質問事項1. 在宅医療・介護連携推進事業を問う。(1) 在宅医療・介護連携のための広域連合としての取組の現状を問う。何を目的に、どのようなことをしているか。答弁をお願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 それでは、1の(1)についてお答えいたします。

広域連合においては、市町村個別の地域包括ケアシステムを確立するため、委託先である医師会の取組、市町村の体制状況の確認を行い、今後どのような体制を構築していくべきかについて、市町村とともに検討しております。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 そのまま(2)のほうも質問させていただきたいと思います。

介護保険制度は市町村単位、医療は市町村をまたぐ医療圏、それぞれ構成される単位が違うことで連携が取りにくいように考える。広域だからこそできる連携の在り方を模索してほしい。どのように考えるか。答弁をお願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。現在の在宅医療・介護連携の体制については、医師会に委託することにより、市町村をまたぐ広域的な取組について、おおむね構築できている状況であることから、広域連合としては市町村個別の体制が整えられるようヒアリングを通し推進していきたいと考えております。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。今の答弁と先ほどの答弁から考えていきますと、医師会と連携し委託をしていて、その状況を確認していきながら市町村と一緒に検討している。その課題とか、これからどのようにしていくのかとか、そういうことを一緒に検討しながら進めているようなものと理解しておりますが、その中で具体的にどういうことがこれまで検討されてきたのか。そういうものがありましたらお願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。まず、今の在宅医療・介護連携の状況としましては、広域的な医療連携については、医師会のほうでかなり先進的に進んでいるものと考えております。ただ、市町村個別の状況については、進んでいるところとなかなか進んでいないところ、その市町村の中の体制が整っていないところもありますので、その辺はヒアリングしながら、その市町村に合った体制がどういうものなのか。人の配置も含めて、一緒に検討を進めているというところであります。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。第9期事業計画の中でも在宅医療や介護連携の推進が掲げられているわけですがけれども、いただいている決算などの資料の中で、その進捗具合がどのようになっているのかとか、ということが検討されているのかというのは、具体的なものがなかなか見えないというところがありまして、そうするとこちらとしては、それは医師会のほうにお願いして、そっちがやってくれているのでという形になっているのではないかと懸念が少しあります。特に市町村に関してですと、どうしても医療政策というよりは健康づくり政策が中心になっていくということから、在宅医療と介護との連携はどのように

進めていけばいいのかということは、なかなか議論が進みにくい現状があるように見えておりまして、そういうところから介護保険広域連合としても広域の全体的な状況を見ながら各市町村を見ていくことができるという立場から、それがどのように進んで行っているのかということは何らかの形で提示していくようなことができないかというふうに考えているわけですが、こちらはいかがでしょう。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。市町村の個別の状況については、市町村は個別に進んでいる状況が同じではないというものが一つと何が必要かというところも、大きい市町村と離島の小さい市町村では状況が全く違うというところがありますので、統一して、これをどこまでどのように進めていきますというのはなかなか提示するのが難しい状況であります。ただ、実際介護保険広域連合としましても、地域包括ケアシステムを確立するためには、この在宅医療・介護連携というのは重要だと感じておりますので、個別に市町村の状況、人となりも含めて確認しながら、どういう体制が必要なのかというのをともに検討しているというところであります。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。市町村に個別のばらつきがあるということは重々理解しているのですが、広域連合として何をしていくのかというところが、先ほどの調整の部分とか、現状把握をしていくということはあるとは思いますが、そもそも広域連合として主体的にどういう形をつくっていきたいのかというところがもう少し見えてほしいというのがあるんですね。それぞれの個別の市町村からの相談に乗りながら調整して、その都度、足りないところは改善するための助言等をしていくという形がもしあるのであれば、例え

ば一定程度の標準的なサービスを構築していくためにとか、あるいはそのサービスが、なかなか連携がうまくいっていないところに関しては、より重点的に関わっていくことによって、その体制構築を支えていくとか、そういう形で広域連合としては何をするのかというところをもう少し明確に示していただけないかと思っているわけですが、こちらはいかがでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。実際、地域支援事業全般に関わることにもなってくるのですが、広域連合としては市町村の住民と直結しているところではないということもあって、市町村の状況を確認しながら、その市町村に合った体制づくりというのを進めていくと。広域連合のメリットとしましては、いろいろな事業についても先進的なところの情報をヒアリングの中で確認しているところもあるので、進んでいないところについては助言をしながら、他のところではどのようにやっているかということも含めて、助言しながら進めているということでもあります。それで、広域連合として何を統一して進めていくかというのはなかなか難しいところはあるんですけども、市町村に合った体制づくりというのは、助言のほうはできているのかなと考えております。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。なかなか難しい部分もあるかとは思いますが、事業計画の中でも介護保険の中で地域包括ケアの深化・推進の実施方針の(1)として、この在宅医療と介護連携の推進というのが掲げられているわけですし、それで広域連合として何をしているのかというのがなかなか見えないというのは、少し課題なのではないかと個人的には思っているんですね。なので、そういうところはこれからも個別の市町村と対応していきながらというのはあると思うのですが、広域

連合としてどういう形をつくっていきたいのかとか、そういう方針が見えるほうがより形としては整っていくのではないかと個人的には思っておりますので、検討をよろしくお願いします。

先ほどまでの話とも重なるのですが、(3)地域医療関係機関との情報交換、ネットワーク構築に関する直近の具体的な取組と成果を問う。答弁をお願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。各医師会において医療・介護・専門職同士の情報交換会や看取りや退院支援等の専門部会を立ち上げ、対応策の検討や施策を実施しております。具体的にはACP、こちらは将来の自分に対するケアの在り方を決めていくこと。ACP、看取り、認知症ケア等の講座の開催、医療・介護お助けマップの作成、医療・介護関係者の入退院時の連携の手引きの作成等が挙げられています。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。医師会が中心になりながら介護支援センターなども立ち上げて進めているものだと理解はしておりますが、その中でも南部と中部とやんばるというふうにあるわけですけども、その構成市町村などを見ていくと、離島がどのように拾われているのかということが少し気になるところでして、そういう離島等の状況の共有とか、離島の医療機関との情報交換みたいなことも実際行われているのか。こちらはいかがでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。今、ヒアリングの中で離島の状況も確認しているのですが、離島においては、島にある診療所のドクターと連携を図りながら、本島との退院支援であったり、その島の体制づくりというのを進めているということで確認しております。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。どうしても離島とかやんばる地域とか、様々な課題があるところだとは思いますが、広域連合として全体がより見えているからこそできることもあるのではないかと考えております。

(4) 南信州広域連合では、7市町村と医師会等が連携する「在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、広域合意の下に連携事業を展開している。本連合としても行うべきではないか。見解を問う。お願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。南信州広域連合においては、もともと介護だけではなく、様々な事業を共同で行うことを目的に設置されていることもあり、スムーズな連携が図られていると思われま。沖縄県においては、医師会へ委託することにより広域連合以外の市も含めて広域的な連携が可能であることから、医師会を中心とした体制づくりが有効であると考えております。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。また、別の地域では置かれている状況が違うということは理解をしているわけですが、介護保険行政を広域で見ているからこそ、こちら側から積極的に提案していくような形とか、こちらが主体となって動かしていくような多職種連携とか、そういう取組が必要なのではないかと考えてこの話をしているわけですが、担当者レベルでの意見交換会とか、様々既に行われているということは自体は重々承知しておりますので、そういうところからぜひ積極的に医師会に委託しながらやっている部分で、そこが中心で動いているというのは重々承知しているのですが、介護保険行政の側だからこそ見えることとか、離島も含めた広域全体を見ているからこそ分かることというのは多くあると

思っておりますので、ぜひそういうところで主導的にといたしますか、リーダーシップを発揮していただいて、介護保険の側から医療との連携をしっかりと進めていくということが事業計画の中にも実施方針として1番に掲げられているように非常に大事なことだと思っておりますので、こちらはこれからもしっかりと取り組んでいただければと思いますので、どうかよろしく申し上げます。

(5) みよし広域連合では、複数自治体横断で医療・介護資源を把握するマップ・共有連携シートを整備し、情報共有と相談体制の基盤化を図っている。このような情報共有の取組はあるか。お願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。資源マップ及び連携シート等については作成されております。また、各専門部会で挙げた必要と思われる取組や北部・中部・南部の合同会議で挙げた優良な取組についても共有して取り組まれている状況であります。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。先ほども話に出しましたが、離島は全体の医師会の連携の中から、私が調べた限りではうまく拾われていないのではないかと、そういうところも含めて広域全体として共有していける体制を今後もより充実させていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、(6) 地域支援事業交付金または医療介護総合確保基金を財源として、課題の抽出、多職種連携会議の推進などの橋渡し役として在宅医療・介護連携コーディネーターの設置はできないか。こちらもお願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。在宅医療・介護連携コーディネーターの設置に

つきましては、現在各医師会に2名ずつ配置されており、広域的な取組についてはおおむね達成できていることから、広域連合への配置は考えておりません。ただし、先ほども少しお話したのですが、個別市町村の体制については整っていない市町村もあることから、市町村ヒアリングを通し、その市町村に合った体制づくりを支援してまいります。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。全国的に幾つか調べていく中で、全国の広域連合の中にもそういうコーディネーターを配置しているところもあると理解しております。先ほどから申し上げていることではありますけれども、介護保険の側から積極的に、こちらの状況をより詳しく知った方がコーディネートしていくということも重要なのではないかとこの観点から今回この質問をさせていただいております。現状としては配置は考えていないという話だったと思うのですが、そういう役割をしっかりと協議会とか担当者の連絡会議などで広域連合としても発揮できるように、ぜひよろしくお願いいたしますと思いますがいかがでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 現在、医師会と市町村との関係も含めて、広域連合のほうで医師会と直接協議をしたり、今どういう体制でやっているのかということも含めて、また市町村でそれに合わせてどういう体制をつくらないといけないのかということも、聞き取りを行いながら今進めている状況であります。それで推進員というものを置く予定はないのですが、医師会との会議の中であつたり、市町村が集まる医師会の会議にも広域連合も参加しながら、その状況把握と体制づくりというのを進めている状況であります。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。

す。引き続きよろしく申し上げます。

次、大問2番のほうに移りたいと思います。

2. アウトカム重視の行政評価・政策評価を問う。(1) 主要な成果の報告書における「成果」とは何か。アウトプットとアウトカムは分けて考えているか。こちらをお願いします。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。(1) 沖縄県介護保険広域連合の主要な施策の成果説明書につきましては、決算に基づく各事業ごとに取組実績等を成果として説明しているものになっており、アウトプットとアウトカムを分けて整理は行っておりません。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。(2) までそのまま行きたいと思います。

(2) 目的と目標は違う。目的は最終的に目指す姿、何のためにこの事業をやるかであり、目標はその過程で達成されるべき具体的な指標、いわゆる(KPI)である。成果の報告の中では後者の目標が欠けており、事業ごとのKPIが見えず、量的な目標達成を測定しにくいと考える。改善を求めるがどうか。答弁をお願いします。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。沖縄県介護保険広域連合の主要な施策の成果説明書につきましては、目標についての具体的な指標は設定されておりませんが、今後個々の業務に指標設定ができるかといったことも含め、調査研究してまいりたいと思います。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。まずは調査研究からというところからだとは思いますが、どうかよろしく申し上げます。

具体的に少しイメージが湧くために私のほうで考えたものを紹介しますと、例えば地域支援業務の運営協議会、そういうものに関してであ

れば、報告の中では議題として地域支援事業の推進に向けた取組についてみたいな形であるわけですが、現時点の資料を確認すると開催の報告はいつ行いましたということと、それからどんなことが議題でした。助言などをいただいて改善に努めていきますという形の記載があるかというふうに理解しているわけですが、例えばその協議会の中で構成市町村の声を反映させて業務改善について報告して、改善策をもらったとします。そのような場合で、例えば委員のほうからフィードバックを集める方法を多様化するべきだとか、アンケートをオンラインでも実施することが効果的だという意見があったとします。そうすると、成果として考えられることというのは開催しましたということだけではなくて、委員の意見を具体的にどう反映させたのか。オンラインアンケートの導入を決定しましたとか、市町村ヒアリングの中で地域支援事業についての対話の場をより回数を増やしましたとか、そういう形で具体的な業務改善というのを報告したり、記載していくことはできると思っっているんですね。その結果として何を検討して、どんなことをやってきたのかということが、成果として考えていくことができるのではないかと考えているわけです。

それから目的の下位の段階として、目標として、例えば構成市町村の満足度の向上とかそういうものが設定されているとしますね。そうすると、その満足度が実際どのぐらい変わったのか。やり取りをしながらその改善が少しでも、例えば3%とか5%とか、どのように変わっていったのかとかということをしっかり見ていくことで、もともと設定している目標がどのぐらい達成されて、あるいはどのぐらい変わっていないのかとか、そういうことをモニタリングするからこそ、今具体的にどんな課題があるんですかとか、それに対して前年度の課題がこうだ

から、今年度はこのように改善して進めていくべきですというふうなことが明確になって、業務のPDCAをどンドン回していくことができると考えているわけです。まとめますと、会議を開催しました。いついつに行いましたということだけではなくて、そのことによって何が結局変わって、どのような改善がそこに積み上げられたのか。そして、それはもともと測定しようとしている目標に対して、どのように影響を与えたのかということを見ることで、その施策は意味があったのですか、うまく改善したのですかということが計れるというふうに考えているんですね。そういうことをしていくためにもしっかりと目的を定めた上で、その下位の目標を設定して、事業をどこどこで行いましたという形だけではなくて何が変わって、それは目標に対してどういう影響を与えていったのかというところまでしっかり測定していくということが業務のPDCAを回していくというものであるというふうに私のほうでは理解しております。実際に成果に関する資料というのが決算の中でつくられていくわけですが、これはもちろん説明を住民とか議会とか、そういうところでしっかり行っていく資料ということは理解しておりますが、これを作成していく中で業務、事業のPDCAを回して、それ自体が次のステップへと、改善へとつなげていく、そういうツールであるというふうにも理解しております。そういう観点から考えていきますと、成果の資料に関して運用をしっかり改善して進めてほしい、そのように考えるわけですがいかがでしょうか。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。先ほどもありましたが、この主要な施策の成果報告書については、地方自治法第233条第5項に基づいて作成して、監査委員に付する書類となっております。ただ、これとは別に介護保険法第

117条第8項に、計画に基づいた評価事業を実施して、計画に対する現状整理や事業目標に対する達成度をPDCAサイクルで確認し、効果の検証及びさらなる改善を目指し、策定委員会による外部委員で評価を行っております。いずれにしましても、主要な施策の成果報告書は各自治体の様々な様式もございますので、調査研究して、評価できるところは検討してまいりたいと考えております。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

(3) 事業のアウトプット（投入した資源、活動）よりも、事業のアウトカム（結果、効果）が重要で、成果報告はアウトカムに力点を置いた行政評価であるべきだ。具体的な設計も生成AIの活用で効率化できる。改善を求めるがどうか。お願いします。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。沖縄県介護保険広域連合の主要な施策の成果につきましては、評価についての具体的な項目はございませんが、評価方法を含めて他の自治体や保険者の事例等を参考に検討してまいります。また、生成AIの活用については、既に一部の業務において活用しており、その有効性は十分認識しているため、実施するには積極的な活用を考えております。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。(3)に関するところで先ほどまでと重なってくるものはありますが、介護施策に関するエビデンスを構築していくためのシンクタンクとして医療経済研究機構、こちらのほうが令和7年3月にこういうPDCAサイクルを回していくための調査事業の報告書を出しております。その中でアウトカムとかアウトプットとか、こういうものをどのように構築していくのか、ロ

ジックモデルという言葉で呼ばれるものなのですが、そういう資料を既に作成していて、研修なども準備されていて、その研究機構のほうではそれぞれの全国の事業計画のデータベース自体も構築されていますので、そういうところを見ていくと、どこにどのような事業でどんなアウトカムを設定して、どういうアウトプットが何に利いていくのかということを考えていくようなロジックモデルを構築していくということも十分やりやすい環境が整っていると理解しております。それからこの報告書のほうで問題意識として掲げられていることが、2023年に各自治体で第9期アンケート調査を行っているわけですけれども、先ほどお話ししたような目標と現状の乖離について十分に検討がされていないのではないかとか、アウトプットに関する指標が中心になってしまっていて、アウトカムに関する指標が整理されていないとか、そういうことが全国的に課題として今あるということを理解しますと、これは本広域連合としてもしっかり研修等を打っていきながら改善に向けて調査研究を進めていくべきものであると考えるわけですがいかがでしょうか。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。ロジックモデルは、施策や事業の目的、活動成果を体系的に実施・評価したものと認識しております。解決すべき課題に対して予算などの投入、そのような活動を行い、その活動の成果を視覚的に示すことで、非常に分かりやすいツールだと考えております。まずは実施可能な施策が導入できるよう検討してまいりたいと考えます。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。このロジックモデルは、非常に分かりやすく可視化していくことができますので、広域連合としてそれぞれの市町村と話をしていくときとか、職員が入れ替わっていくタイミン

グで、そもそもこの事業は何のためにあってというふうなことを共有しながら考えていくための非常に有効なツールだと思いますので、調査研究をよろしくをお願いします。

大問3のほうに行きたいと思います。3. 保険料の一本化を問う。(1) 保険料の一本化を行なってから1年経って見えてきた現状と課題、方策について問う。お願いします。

○議長 松田昌邦 会計課長。

○会計課長 金城直子 大問3(1)についてお答えします。

保険料賦課徴収の観点からお答えします。保険料均一賦課一本化による大きな変化は、特にございません。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 そのまま(2)までお聞きします。(2) サービス利用、徴収や滞納の状況に前年比較でどのような変化があるか。その変化への見解を問う。お願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 複数の課にまたがるため、一括して計画推進課でお答えします。

まず、サービス利用について、保険料の一本化に合わせて、これまで他市町村利用の手続が必要であった地域密着型サービスの在宅系サービスについて、広域内市町村においては制限なく利用できるようになっております。

次に、徴収や滞納については、徴収率は現年度分が令和6年度98.27%、前年度98.14%で0.13%増、滞納繰越分は令和6年度17.77%、前年度13.78%で3.99%の増であります。今後も現在の取組を継続実施しながら収納率向上に努めてまいります。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。一本化を行っていく中でサービスが利用しやすくなっているというところもあったのかと、今聞きながら思っているわけですがけれども、料

金がどうしても上がってしまうところが一部あって、そういうところで利用者とか、そういうところに負担が生じていないのかということだったり、徴収率自体が下がってしまっていないとか、そういうところが懸念されると思いますか、気になるところなのですが、そういうところは今のところ、あまりなかったというふうに理解して大丈夫でしょうか。

○議長 松田昌邦 会計課長。

○会計課長 金城直子 ただいまの質問にお答えします。

徴収率に関しては、前年度に比べ現年度を含め滞納繰越分も増でありますので、議員お見込みのとおりでよろしいかと思います。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。安心したところでございます。これからも丁寧に見ていきながら、必要な対応等をしていただければと思います。

(3) 構成市町村、介護保険関連施設などから、どのような声が届いているか。お願いします。

○議長 松田昌邦 会計課長。

○会計課長 金城直子 複数の課にまたがるため、一括して会計課でお答えします。

構成市町村から保険料の一本化に関する問い合わせはございませんでした。また、介護保険関連施設から地域密着型サービスの他市町村利用に関する問い合わせがありました。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。この他市町村からの問い合わせはどういったものでしたでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えします。これは事業所からの問い合わせということでよろしいですか。

事業所からの問い合わせについては、地域密

着型サービスは基本的に他市町村利用ができない、地域に密着したサービスということなのですが、他市町村が使うときの対応策、今回保険料一本化になってその制限がなくなったということで、利用できるのかどうかであったり、利用の仕方というものの問い合わせは来ておりました。

○議長 松田昌邦 21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。時間をかけて丁寧に進めてきたものだと理解しておりますので、今のようなスムーズな形につながっているのかというふうに思っております。引き続きよろしく申し上げます。私の一般質問、ここで終わりにします。

○議長 松田昌邦 これで玉城陽平議員の質問を終わります。

次に、議席6番 當山直彦議員の一般質問を許します。

6番 當山直彦議員。

○6番 當山直彦 おはようございます。恩納村議会議員の當山です。早速、通告書に沿って質問します。今回は一括方式でお願いいたします。

質問事項1. サービスの平準化について。質問要旨(1) 広域圏内で県指定の訪問介護事業所がない地域は幾つあるのか伺います。質問要旨(2) そのような地域に対し、サービス平準化の観点から広域はどのような支援を行っているのか伺います。

質問事項2. 介護保険サービス利用者の就労等について。質問要旨(1) 介護保険サービスを利用している利用者がサービス利用中に就労等で対価を得ることに対して広域の見解を伺います。

質問事項3. 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について。質問要旨(1) 交付金の目的と交付要件を伺います。質問要旨(2) 保険者としての広域の取組を伺

います。

以上、再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。まず、1の(1) 当広域連合内市町村での県指定訪問介護事業所がゼロの自治体は7村あります。

次に、(2) 事業所が無い7村は全て離島であり、その内の6村については広域連合が登録した離島等相当サービスで、訪問介護のサービスは確保されております。残り1村についても、村と協議を行い必要に応じてサービス確保を行ってまいります。

続きまして、2の(1) についてお答えいたします。介護保険制度におきましては、利用者がサービス利用中に営利を目的とした就労活動を行うことは、原則として想定されておりません。ただし、通所介護サービスや施設入所サービスの中で行われる簡単な作業や地域活動などが、利用者の「生きがいがづくり」や「社会参加」の一環として行われ、対価があつたとしても象徴的な謝礼や記念品などの範囲にとどまる場合は、制度上も一定程度容認されているところがございます。当広域連合といたしましても、利用者の尊厳を守り、役割や自立支援という観点から、生きがいがづくりの一環として対価を得る活動については、適切な範囲であれば望ましい取組であると考えております。

次に、3の(1) についてお答えいたします。目的としましては、市町村により高齢者の自立支援、重症化防止等に関する取組を支援することとしております。次に交付要件としましては、保険者機能強化推進交付金は21項目、介護保険保険者努力支援交付金は32項目の評価項目に基づき交付されます。

(2) 広域連合の取組としましては、よりよい地域支援事業の展開により交付金の配分取得

が上昇することから、ヒアリングでの事業評価の確認等を行い、地域支援事業の推進をしております。以上で答弁を終わります。

○議長 松田昌邦 6番 當山直彦議員。

○6番 當山直彦 計画推進課長、答弁ありがとうございます。

再質問ですが、質問事項1のサービスの平準化についてのほうから行わせていただきますけれども、今、県内のほうでは7つの村がない。それは全て離島というお話がありました。訪問介護の確定もほぼされているというお話でしたけれども、地域包括ケアシステムを構築する上で、在宅生活を支援する訪問介護事業所は大変重要な役割を担っています。しかし、その訪問介護事業所を取り巻く状況は大変厳しいものでありまして、今回の報酬の改定で報酬も下げられていますし、また昨年度、人手不足などの影響で倒産や廃業などをした事業所は全国で529件と過去最高になっています。また、NHKの調査によると、都道府県が指定する訪問介護事業所が地域に一つもない自治体が、昨年度全国で109の町や村に上り、また事業所が一つしかないという自治体は全国で268市町村に上っております。合わせて377の市町村になっておりまして、全市区町村の5分の1以上になったという報告があります。この数字は今後増えていくと見られ、国のほうでも危惧しているところですが、広域では7つの村が訪問介護事業所が一つもないという状況にあるということですが、そうなるといわゆる地域によってサービスの格差が生まれるということになりませんかということでの質問なのですが、令和5年2月、第64回定例会の一般質問で、サービスの格差に対して均一化を図る上でプロジェクトチームを立ち上げ、どの地域でどういったサービスが足りていないのか、検証しながら均一化に向けて取り組むと答弁されていますけれども、今回この問題に対し、広域プロジェクトチームと

して取組を行ったのか伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 答弁を行います。

実際、訪問介護事業所がかなり少なくなっているという状況は把握しておりまして、その対応策についてはいろいろ検討を行っているところなのですが、実際広域内でプロジェクトチームを立ち上げて議論を行ったということはまだできていない状況があります。すみません。ただ、今お話があったように7村については離島のほうに事業所がありまして、離島等については通常の指定はなかなか難しいということで、離島等相当サービスというものの確保を行っている状況であります。残り1村についても今市町村から、もともとは離島等で登録していたのですが、その利用者がいないということで現在廃止となっていると。また、利用者が出てきたときには、村と調整を進めながらその確保を行っていきたいと考えております。

○議長 松田昌邦 6番 當山直彦議員。

○6番 當山直彦 計画推進課長の答弁ありがとうございます。

プロジェクトチームは離島のほうで対応できているので立ち上がっていないというふうには理解したのですが、実は恩納村も今年度に入って唯一稼働していた訪問介護事業所が、ヘルパーの高齢化によって人材を確保することができずに閉所してしまいました。恩納村もヘルパー事業所がない地域となっております。ヘルパーのサービスは高齢者のサービスだけではなくて、障害者の外出支援のサービスにも関わっていたこともあり、地域福祉への影響はかなり大きいものとなっております。近隣市町村の事業所がサービスを引き受けていただいているケースもありますが、代替のサービスが見つからず家族対応を余儀なくされ、限界を訴えるご家族もいらっしゃいます。ヘルパー事業所がなくなったことで自宅生活を諦め、施設入所をされた方も

いるわけです。村当局もヘルパー人材確保のために資格取得の支援やヘルパー事業者誘致も検討はしているものの、いまだ課題解決に至っていないというのが現状であります。そういうところでは令和5年2月にプロジェクトチームを立ち上げるというお話でしたので、そのプロジェクトチームと連携が図られていたら、多分恩納村などにもいろいろなアドバイスがいただけたのではないかと考えております。村当局のほうもこちらに相談したかどうかということは確認が取れていないのですが、でも広域としても恩納村に事業所がなくなったということは多分ご存じだと思いますので、4月の段階でなくなっております。その報告はあったかと思うので、プロジェクトチームの早い活動をお願いしたいというところなのですが、広域自体が様々な環境の違った地域の集合体なので、サービスの平準化ということはかなり難しい問題だということは重々承知していますが、しかし、広域として取り組んでいく以上は、課題を抱えた地域に寄り添い、そこに住む住民が幸せに暮らし続けるための支援、アドバイスはしていただきたいと思っております。しっかりとアンテナを張って情報を収集し、その情報を構成市町村や関係機関等としっかり共有することで、広域におけるサービスの平準化に真摯に取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

では、質問事項の2のほうに移りますが、サービス中に就労することによって対価を得ること。謝礼とか記念品程度であればオーケーというお話でありましたけれども、前回の令和7年2月の介護保険広域連合議会一般質問において、私のほうから介護保険サービスを利用されている認知症の方や、障害を持った方でも生きがいづくりのため、そのストレングス、強み、できることを生かし誰かの役に立つこと、自分が必要とされていることを感じることで自己肯定感を育むことが地域包括ケアシステムの目標達成

につながると考えて、そのために誰もが活躍する場、生涯現役を实践できる環境づくりを提案しました。これらの環境が整うことで介護予防、また介護度の維持改善、そして地域力の向上。地域力の向上とは、地域の助け合いの力にも一定の効果があり、地域包括ケアシステムの深化・推進に寄与するものだと私は思っております。実際、うるま市には高齢者の就労デイスサービスがあり、認知症や障害を持った高齢者の方が生き生きと働いている施設があります。その施設は、将来的に地域の方を就労の指導者として雇い、地域とつながり、また最終的にはこの指導者の方たちが主体となって地域の課題解決に取り組む体制づくりを目指しているとのことでした。ヘルパーの人材確保やサービス事業所の誘致も厳しい現状にある今の私たち恩納村の地域にとっては、訪問介護事業所の再建というよりも高齢者の就労に期待することが大きいのです。そこで県内でそういう就労に特化したサービスを提供している高齢者施設は幾つあるのか。そういった情報を持っているのか。また、そのサービス自体を広域としてはどう評価しているのかお伺いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。就労を含んだデイスサービス等については数までは把握できていないのですが、広域連合で把握している分については、4か所ぐらいはうるま市であったり、沖縄市等で実施しているところは把握しております。実際、高齢者の方が自分の生きがい、役割づくりというのは広域連合としても非常に重要だと感じております。なので、デイスサービスに限らず、役割づくりというのは地域支援事業の中核になってくるのかと考えておりますので、今お話のあったデイスサービス等についても、いろいろ県内の状況も確認しながら、市町村によっては、必要などころと必要ではないところというのも出てくるのかと思いま

すので、その辺もヒアリングをしながら、必要に応じて推進というのは図っていきたいと考えております。

○議長 松田昌邦 6番 當山直彦議員。

○6番 當山直彦 答弁のほう、ありがとうございました。先ほどはうるま市のほうでそういう事業所があるというお話をしました。課長も沖縄市にもあるということをご存じのようですが、この事業所は那覇市のほうでも展開しております、那覇市、沖縄市、うるま市辺りではそういう就労のデイサービスがあるということです。そういう保険者同士の情報交換のような場所、例えば那覇市とかうるま市とか、そういう情報交換の機会はあるのでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。他市との情報交換の場というのは、現在ない状況であります。

○議長 松田昌邦 6番 當山直彦議員。

○6番 當山直彦 答弁ありがとうございます。ぜひいろいろな保険者のところの推進的な事業とかの情報を得て、それをまた広域のほうにも流していただけたらと思います。

つい最近、民放のテレビのほうですけれども、福岡県で75歳以上のおばあちゃんたちが働く地域づくりの取組を紹介する番組がありました。番組中テロップで、介護サービスの就労や社会参加の取組は国も後押しし、少しずつ広がっているというふうな紹介がありました。国も就労に関しては重要性を認識していることがうかがえるわけですが、介護保険広域連合第9期介護保険事業計画の中でも生活支援、介護予防サービスの基盤整備において、就労的活動支援コーディネーターの記載がありました。これは前回の一般質問のほうでも質問したのですが、その役割としては、高齢者の無理のない就労機会の提供、地域社会の課題解決とその連携。コーディネート機能としては、民間企業や団体

等の就労的活動の場との連携による就労機会の創出と利用者の特性と地域ニーズとのマッチングというふうにお答えいただいています。ただ、そのときは就労的活動支援コーディネーターは配置している市町村はなく、現在のところ、生活支援コーディネーターがその役割を担っている事例があるというような答弁でありました。就労的支援コーディネーターはいないのですが、生活支援コーディネーターがその役割を担っている。だからいいのかなというような感じを受けたわけなのですが。就労がこれだけ地域課題解決の役割を担う重要な取組だと位置づけられているのであれば、就労的支援コーディネーターの配置というものを積極的に進めることが急務だと私は思います。生活支援コーディネーターが兼務するというのは大変厳しい状況だと私は考えるのですが、コーディネーターの配置やそれを支援する広域としての体制づくりをどのようにお考えかお願いいたします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 ありがとうございます。今の就労的支援コーディネーターというのは、非常に重要なかと考えております。ただ、実際生活支援コーディネーターも含めて、地域支援事業は、今回全体的に大幅な改正がありまして、生活支援コーディネーターの役割というのかなり広がってきているというところがあります。実際、地域のサービスの創出だけではなくて、どういうサービスが地域にあって、それと何をマッチングさせていくのかというところが重要になってくると。今、就労的支援コーディネーターについても、その地域にあるボランティアであったり、就労に関連する方のコーディネートというのは確かに重要になってくるのかと考えているのですが、例えばコーディネートするための資源をつくっていかないといけないというのがまずは第一なのかと思っております。ですので、例えばシルバー人材セ

ンターとか、そういう基盤がもともとあるところについては比較的スムーズに、就労的支援コーディネーターがいなくてもサービスにつながっていくところもあると思うんですけども、そういう基盤がないところについては基盤づくりからということになってくると思いますので、すぐにそれをどんどんつくっていきますとはなかなか言えないところなのですが、それも含めて、今後は確かに重要であるというのは認識しておりますので、それも含めて推進のほうは進めていきたいと思えます。

○議長 松田昌邦 6番 當山直彦議員。

○6番 當山直彦 答弁ありがとうございます。資源・サービスのない、乏しい我が村からすると、そういったコーディネーターを配置していただいて、新しいサービスの創出というのを早めに手がけていかないといけないという思いからの質問でしたけれども、今後ぜひ配置に向けて動いていただきたいと思います。

では、質問事項3の交付金の件であります。先ほど保険者機能強化推進交付金は21項目、介護保険保険者努力支援交付金は32項目の指標があるというお話でした。令和7年度の保険者機能強化推進交付金等の集計結果というのを見ますと、広域構成市町村は全国的に見てかなり低い評価の位置にあります。広域の構成市町村は全国で1,740幾つかの市町村がありますけれども、その中で1,100番台から一番最低のほうで1,737と4桁台の評価ということになっておりました。ということは、その分交付金も減るといふか少ないということになると思うのですが、令和7年度の特別会計補正予算、昨日説明がありましたけれども、その保険者機能強化推進交付金マイナス11万9,000円とありました。介護保険保険者努力支援交付金のほうは570万5,000円というふうに、こちらは500万円台ではあったのですが、この数字というのは令和6年度の評価結果に伴うものなのか。マイナスになった

部分と500万円という数字なのですが、これは令和6年度の結果によって算出された金額なのでしょうか、伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。令和7年度の介護保険保険者努力支援交付金等の交付金の確定については、議員おっしゃるように、評価項目に基づいた算定となっております。

○議長 松田昌邦 6番 當山直彦議員。

○6番 當山直彦 交付金の項目に関しては市町村が取り組むべきものと、また県のほうに取り組んでいるものがあるのは確認できたのですが、この中で広域としても評価指標に取り組んでいるようなことはあるのでしょうか、伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。この評価項目には、広域連合全体でやっている部分については広域連合が報告している部分もあるので、その辺の評価も行っております。ただ、おっしゃるように、今回確かに全国と沖縄県全体と比べても広域連合はかなり低いというのは確認しておりますので、今の評価項目自体、実際取れるところも取れていない、説明ができないからつけていないとかというのも中にはあるみたいなので、その辺の確認も進めながらしっかり取れるところは取っていく。今取れていないところについては、どういう事業展開によって取れていけるのかということも含めて、確認と推進のほうを行っているというところであります。特に今年度から積極的に、その辺はヒアリングの中でも進めていこうと考えております。

○議長 松田昌邦 6番 當山直彦議員。

○6番 當山直彦 答弁ありがとうございます。構成市町村がすごく低いところではびっくりしたのですが、その中で評価が低いというのは市町村だけの評価を見ているのか、それと

も広域も含めた評価でそうなっているのか。市町村が点数が取れていないのか、広域が取れていないのか、それとも両方取れていないのかというところをもし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。広域連合の部分については、広域連合独自のとかいうよりは、市町村で評価していく内容について広域的で行っている部分は広域が報告しているというだけになります。なので、広域が報告している部分については、その点数は取れているということなのですが、実際広域連合の点数は全市町村に共通してかなり低い点数となっているところから、本来取れるところが取れていないというのがかなりあるのかと感じております。なので、市町村が個別に報告をして、その点数が広域連合に来て金額が算定されるということなのですが、その市町村個別の点数、報告内容も含めて今後は確認しながら、本来取れるところはしっかり取っていくという体制を整えていきたいと考えております。

○議長 松田昌邦 6番 當山直彦議員。

○6番 當山直彦 答弁ありがとうございます。令和7年度の交付金に係る評価結果の概要というものの中で見ますと具体的な数字があるのですが、保険者機能強化推進交付金に係る得点が166点、これは全国で2番目に低い点数となっております。その目標位置、持続可能な地域のあるべき姿を形にするという項目では全国最下位です。その目標の3の介護人材の確保、その他のサービス提供基盤の整備推進、これも全国で下から2番目という数字になっております。介護保険保険者努力支援交付金に係る得点、これも全国で最下位になっております。この中でも介護予防・日常生活支援の推進41点、これも全国最下位。平均が55.3点ある中で41点で最下位。認知症の総合支援の推進というところも全

国で最下位となっております。個人的にですけれども、地元で認知症とか在宅医療・介護の連携、医療との連携は進んでいるはずなのにこれだけ取れていないというところは、確かに課長がおっしゃったとおりに取りこぼしがあると思います。今後この取りこぼしをなくしていけるように、地域に寄り添って一緒にその評価を上げていく。広域自体の評価が上がれば、おのずと県全体の評価も上がってくると思います。交付金が増えると思いますので、取組のほうをしっかりと行うよう、よろしく願いいたします。これで私の一般質問を終わります。

○議長 松田昌邦 これにて當山直彦議員の質問は終わります。

しばらく休憩いたします。

休憩 (午前11時13分)

~~~~~

再開 (午前11時25分)

○議長 松田昌邦 再開いたします。

休憩前に続きまして、議席18番 永山清和議員の一般質問を許します。

18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 通告に従い、一括質問一括答弁方式で一般質問を行ってまいります。

質問事項1. 沖縄県介護保険広域連合HPに議会情報のバナーを設置できないか。質問要旨
(1) 介護保険広域連合のHPには議会に関するバナー等がありません。議会に関するバナー等を設置することによって、会期日程、議案、会議録等にすぐアクセスでき、議会情報に直接つながることで、議員の発言や議決の過程等に関心を持ってもらう入口として、また情報公開の必要性などから設置する必要があると考えます。考えをお聞かせください。

質問事項2. 「議会議事録検索システム」の導入ができないか。(1) 「議会議事録検索システム」を導入することによって、時間や場所を問わず、議会活動の内容を確認でき、職員や議

員が過去の議論を調査・参照する際に、手間と時間が大幅に削減され政策立案や答弁準備などが効率化されると考えます。考えをお聞かせください。

質問事項3. 地域支援事業について。(1) 近年の物価高騰・人件費(期末手当の支給等)の上昇を受けて、地域支援事業の支出予算(委託費・人件費等)は増額しているが、介護広域からの予算配分は介護保険事業計画作成時のまま据え置かれている。この件について、どのように認識しているのか。対応はできないのか。考えをお聞かせください。(2) 次に、任意事業についてです。任意事業とは、地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、地域の高齢者やその高齢者を介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを目的として実施する事業です。この任意事業について、国の方針では、一般財源への移行等を検討することとされているとの情報がありますが、状況説明をお願いします。

質問事項4. 介護保険広域連合における職員体制について。(1) 本年も4月の人事異動により、介護保険広域連合構成市町村からの出向職員がおられますが、この出向依存からの脱却が必要と考えます。3年ほどで異動していく状態では、知識やノウハウが、あるいは政策の継続性が担保できないのではないかと考えます。このような状況についてどのように考えておられるかお聞かせください。

以上、再質問は自席にて行います。よろしくお願いたします。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 それでは私のほうから、1番、2番、4番を答弁させていただきます。

まず、1番の沖縄県介護保険広域連合HPに議会情報のバナーを設置できないか。(1)で

すが、ご提案のとおり、議会に関する情報に迅速かつ分かりやすくアクセスできるよう、ホームページ上に議会専用のバナーを設置いたしました。バナーの設置により議会活動への関心を高め、情報公開の推進につながるものと考えており、今後もより見やすい形での情報発信に努めてまいります。

2番ですが、議会議事録検索システムの導入ができないか。(1)として、ご提案の「議会議事録検索システム」の導入につきましては、議会活動の利便性向上や業務の効率化といった観点から、有効な手段の一つであると認識しておりますが、導入に当たっては、運用方法や費用面も含めて検討が必要であることから、まずは議会事務局において調査研究してまいります。

続きまして、4番の介護保険広域連合における職員体制についての(1)ですが、ご指摘のとおり、出向職員は異動周期が2年から3年です。広域連合の設立からこれまで、介護保険料の均一賦課や介護保険事業計画に関する業務等は継続して遂行されております。また、出向職員は市町村において多様な実務経験を有し、実務対応の面や市町村との連携において大きな役割を果たしており、こうした利点を生かしつつ、広域連合採用職員の計画的な育成と体制強化に取り組んでまいります。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 それでは3番、地域支援事業についての(1)近年の物価高騰に関する質問についてお答えいたします。

介護保険事業計画の推計値の範囲内でしか介護保険料が見込まれていないこと、また国や県への申請についても上限額を上回ることができない現状があり、現時点では事業費の増額等の対応は難しい状況にあります。現在、市町村からそのような声は上がっておりませんが、ヒアリング等で市町村の状況を把握しながら、対応策について検討したいと考えております。

次に、(2) 任意事業についてです。一般財源への移行を検討する事とされた介護用品の支給事業につきましては、過去に国庫補助金から一般財源化された事業で、原則として「地域支援事業」として実施できないこととされております。例外として、介護用品の支給事業については、平成26年度に事業を実施していた市町村のうち、継続実施している場合に限り、第9期も一定の条件下で実施が認められておりますが、例外的な激変緩和措置であることを踏まえ、市町村は今後、市町村特別給付や保健福祉事業等への移行も含めた、事業の縮小・廃止に向けた取組を着実に行うことが求められております。

○議長 松田昌邦 18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 まず1番のバナーの件ですが、設置したという答弁をいただきました。今までの現状が、介護保険広域連合議会について検索する際は、ホームページから入り、そこから総務課のメニューの中に介護保険広域連合議会の検索という、ちょっと時間がかかり過ぎていて一般質問の状況も見えないのがあったりしたものですから、他の事務組合等の議会の検索とかをした場合にはそれが見えていたりしたものですから、うちの介護保険広域連合のほうでもそういうのができないのかということで質問をしております。バナーを設置することによって利便性の向上、あるいはワンクリックで議会情報にアクセスができるという意味では、それがスムーズにできるというのはとても大事なことだと思います。設置できたということですので、今度は中身のほうも再度、もっとスムーズに検索できるようにしていただきたいと思えます。

2番のほうに移ります。議会議事録検索システムについては有効と認識、調査研究していきたいということなのですが、介護保険広域連合における議案に対する質疑や、あるいは一般質問、誰がいつ、どういう質疑や一般質問をして

いるのか。それに対する答弁がどうだったのかと、その答弁がどのように実行されているのかを確認することができ、また興味のある議題について、議題をピンポイントで検索したり、あるいは議員の氏名からピンポイントで探したりすることができます。ちなみに、八重瀬町議会での議会議事録検索システムに係る委託料が、令和7年度予算が37万円なんですね。実績は令和6年度の決算が21万4,000円余りという、すごく少額でシステムは入れられています。中身を少し見てみたのですが、データ作成委託料1ページにつき200円、それに消費税等を掛けております。これと当介護保険広域連合議会の会議録データを当てはめると、第68回の定例会が38ページ分、そうすると200円掛ける38ページ分の消費税ということからすると8,360円ですね。第69回定例会が49ページ分で1万780円。2回の定例会分だけで1万9,140円という形にしかならないんですね。金額的にはシステム使用料は、この八重瀬町の見積もりを参考に試算してみたのですが、1万9,140円というシステム使用料にしかならないので、ただ、これはシステム使用料以外に会議録の改正使用料とかも出てきますので、その辺も含めて再度業者から見積もりを取るなりしていただいて、ぜひそれができるようにしていただきたいというのがあります。再度、今の金額を聞いてどのようにお考えでしょうか、答弁をお願いいたします。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。ご提案ありがとうございます。ホームページもリニューアル等の検討もしておりますので、また、各一部事務組合、今おっしゃった八重瀬町の自治体のほうも確認しながら、導入に向けて予算面も含めて、今後検討してまいりたいと思えます。

○議長 松田昌邦 18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 実は会議録自体はホームページ上であって、ただ、どなたが一般質問を

しているのがちょっと見えなくて、その一般質問事項を見て、それから会議録を見るということにしたほうが早いのですが、会議録をずっと見てはとてもしゃないけど時間が足りないと。ですので、そのバナーのところ一般質問は誰々が質問していて、どういう答弁があったと。それに対して、その会議録を見ていけば中身まで見えていくわけなのですが、その一般質問を誰がやっているのか分からない、それを会議録から探していくというのはとてもしゃないけど時間が全然足りないので、その辺は中身のところで、一般質問は誰々がどういう内容でやっているというところを掲載していただければいいかと。それをもっと早くするのが議会議事録検索システムだと思いますので、その辺もぜひ次年度に向けて検討していただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

次に3番目ですが、地域支援事業についてです。これは去年、一昨年ぐらいからでした、賃金の改定後、会計年度任用職員の給与を4月1日から遡及するとかしないとか、あるいは期末手当を支給するとかしないとかで、大分新聞を賑わせていた事例があります。それを受けて、地域包括支援センターでいろいろな事業を社会福祉協議会とかに委託しているわけなのですが、そういう人件費の高騰が大分影響して、ここに来てまた物価高騰もあったりして、その事業を受託する側が以前の金額でできないのではないかと。賃金も上がるし物価も上がるし、それに応じてまた共済費とかも上がっていくわけですから、これだけの予算で本当にやってくれるのかということになると、事業執行がなかなかうまくいかないのではないかなと思うんですね。ちなみに、介護保険広域連合でも賃金等は上がっていると思うのですが、この辺は一般会計予算、あるいは特別会計予算の中でスムーズに予算措置はされているのでしょうか。その辺をお聞かせください。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 ご質問のとおり、広域連合においても自治体同様、会計年度任用職員の賃金とか期末手当等は人事院勧告に基づいて定めております。

○議長 松田昌邦 18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 計画推進課長の答弁では、計画に沿った予算措置なので難しいとか、対策は検討したいということなのですが、その辺は市町村の声を聞いたらそうなると思います。どう考えても会計年度任用職員に係る人件費は高騰しております。物価も上がっています。会計年度任用職員を採用しようとしても、なかなか人が集まらない。委託しようにも、受託する側がこの金額ではできませんと言ったときに、とてもしゃないけど事業はなかなか前に進まないと思うんですね。その辺も含めて第9期の計画は次年度、令和8年度までになっているのですが、令和8年度で何とか対応するということも無理なのではないでしょうか。答弁をお願いします。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。実際、物価高騰に対して予算増ができるかということについては、今国・県からも特にこういう対応策とかというのが何も出ていない状況がありまして、先ほどお話ししたように、保険料を算定する上での計画値の中でも見込まれていなくて、事業費自体が国の上限額というのが設定されていて、それを越えることができないというところで、今の予算は全額使っているかということも含めてですが、それを越えて予算措置することはなかなか難しい状況があります。ただ、例えばほかの事業の中で、軽減していきながらほかの展開ができないかというのはいろいろ相談しながら、事業の見直しとかを含めての対応は可能なのかと思いますけれども、予算を増額するというのは現状では難しいというような回答になります。

○議長 松田昌邦 18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 ありがとうございます。介護予防というところをうまく進めていくためにも、直轄の地域包括支援センター以外にも委託されているところもあったり、あるいは受託事業所の社会福祉協議会とかが、なかなかその金額ではということになると、向こうでも会計年度任用職員を採用するわけですから、いわば市町村の会計年度任用職員の賃金と社会福祉協議会における賃金にずれがあったら行かないですよ。それを考えたらやはり事業も進まないのではないかと思いますので、その辺はもう少し考えていただいて、市町村からの意見も、多分この辺はたくさん出てくるのではないかと思いますので、ぜひとも聞いていただいて、何とか手当てができるような方策を検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、その任意事業についてですけれども、介護保険広域連合の計画の中の基本理念を少し読み上げるのですが、高齢者が要介護状態となったとしても、住み慣れた地域で自立した生活を続けていくためには、質の高い介護サービスの提供と地域で高齢者を支える仕組みづくりが大切です。基本理念、自分らしく健康長寿。ちょっと時間がなくなりそうなので……。可能な限り、居宅あるいは身近な地域でということなので、その地域で見ている家族に対する手当て等もないと、やはり施設ではなくて、要介護4とか5とかになっても自宅で見る人にとっては、そういうのがあるのとないのとでは全然違うと思うんですよ。その辺も何とかしていただきたい。これは切実な訴えだと思うんですよ。それもぜひ検討していただきたいと思います。お願いいたします。

本当は一番肝心なのがこれなのですが、広域連合における職員体制。2、3年とか、市町村との連携等という言葉があったのですが、ちなみに、当広域連合における現状、採用の比率、

バランスとか今後の予定とか、あるいは他県の介護保険広域連合の情報等もあるようでしたらお聞かせください。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。現在の現状としまして、令和7年の時点で広域連合職員が11名、そして派遣職員が37名、合計48名となっております。他県の件については把握しておりません。採用計画というものをつくっております。そして、広域連合の採用に関しましても、令和5年度が新規採用3名、令和6年度に2名となっております。今後ともこの計画を基に、対応してまいりたいと考えております。

○議長 松田昌邦 18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 実は私が求めているところは、先ほど當山議員から最低という言葉が出てきたので衝撃的だったのですが、今はもう超高齢社会に突入していつているわけですが、それからすると介護予防というのはとても大事になってくるわけです。そういう状況において私が考えるのは、介護保険広域連合の組織の中で一番重要なところは計画推進課ではないかと思うんですよ。介護予防あつての組織ではないかと。そうでないと費用的なところも介護保険料等にもどんどん影響していくわけですから、そこはその辺を考えていただいて、特に計画推進課における専門性を持った職員の確保、これが重要だと思うんですよ。求めているのは一般事務職の採用ではなくて、介護予防や地域支援事業に特化した職員の採用であつたり、育成であつたりすると思うんですよ。それを長期スパンでやっていかないと、取っ替え引っ替えということちょっと語弊がありますが、入れ替わり立ち替わりで、とてもじゃないけど市町村の指導なり、援助なりというのはできないと思うんですよ。そこを考えた際には、どうしても計画推進課のほうの専門性を持った職員の採用を考えていただきたいのですが、いかがでしょ

うか。

○議長 松田昌邦 事務局長。

○事務局長 系数義人 お答えいたします。議員ご指摘のとおり、計画推進課、当組織において全て重要ではありませんけれども、かなり重要な部署だと認識しております。専門職の採用・配置ということなのですが、現段階では、先ほど総務課長から答弁のあったとおりではございますが、中長期的に今後この先を見据えますと、やはり専門性の高い、予防の部分を担当していただける職員の採用、そして育成というのは不可欠だと認識しておりますので、採用計画の中において、その部分も視野に入れた計画に見直していきたいと、そのように考えております。

○議長 松田昌邦 18番 永山清和議員。

○18番 永山清和 ありがとうございます。一番そのところが確認したかったところです。よろしく願います。ありがとうございました。以上で、終わります。

○議長 松田昌邦 これで永山清和議員の質問は終わります。

続きまして、議席13番 新垣千秋議員の一般質問を許します。

13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 それでは通告に従いまして、一問一答方式で一般質問を行います。

質問事項1. 生活困窮者の負担額軽減策について。質問要旨(1) 介護保険料の負担額軽減策を伺います。

以降は、自席にて行います。よろしく願います。

○議長 松田昌邦 会計課長。

○会計課長 金城直子 質問事項1(1)についてお答えします。

会計課で実施しています沖縄県介護保険広域連合介護保険条例第14条に基づく保険料の減免申請制度があります。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 保険料の減免措置があるということですが、被保険者に対しての周知方法は各市町村、また介護保険広域連合においてどのようになっているか伺います。

○議長 松田昌邦 会計課長。

○会計課長 金城直子 お答えいたします。周知方法ですが、介護保険広域連合のホームページや、また介護保険のこのような冊子等で周知を行っております。また、確認はしていないのですが、今後市町村のホームページにも掲載されているか確認してまいります。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 この介護保険料ですが、支払いが遅延しているケース、そういうのはどのくらいあるのでしょうか。

○議長 松田昌邦 しばらく休憩いたします。

休憩 (午前11時52分)

~~~~~

再開 (午前11時53分)

○議長 松田昌邦 再開いたします。

会計課長。

○会計課長 金城直子 お答えします。令和6年度主要な施策の成果説明書7ページの下段のほうにありますが、右下のほうに滞納処分状況とあります。そちらのほうで令和6年度処分件数が22件となっております。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。賦課徴収業務のところの報告書を見ているのですが、今回負担軽減対策として減免措置のケース、周知を各市町村でも行っている、広域連合でも冊子を使って行っているということなのですが、滞納22件、それは適正に負担軽減が行われて、きちんと皆さん納められていて、それでも滞納している方はこのくらいだ。要は、経済的に負担がある方が軽減措置を行っておりますので、その減免を行っているものは被保険者全ての方が理解をしていて、必要な方がきちんと対

応されて、そこから漏れていることはないのかどうか。その部分が気になって、今回一般質問を上げているんです。その点はどのようになっているのか伺います。

○議長 松田昌邦 会計課長。

○会計課長 金城直子 お答えします。先ほどの主要な施策の成果報告書のほうで、すみませんが、今度は8ページの中段のほうをお願いいたします。介護保険料の減免ということで、令和4年度から令和6年度の申請件数の承認等の細かい内容が載っております。被保険者の未納に対して12名の徴収員、会計年度任用職員がおります。地区担当、北部・中部・南部・久米島まで12名おります。その徴収員が未納の方々に家庭訪問を行います。その家庭訪問をする中で経済状況、生活状況等の確認を行います。中には生活保護につなげるとか、市町村の地域包括支援センターにつなげていくような形も取っております。その中で、家庭訪問する中で減免の制度を説明して、そこから減免制度につなげて申請・認定まで行っているところでもありますので、今後も丁寧に根気よく家庭訪問をしながら、こういう未納状況の苦しい方に訪問をして取り組んでいきたいと考えております。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 今、未納・滞納されている方にも個別訪問を行って、その件数も報告されているのですが、その皆さんにもしっかりと減免措置のお話をされていたり、また生活保護にもつながっているということをお伺いして、少し安心しているところではあるのですが、これは第9期事業計画（介護保険料）ということで、冊子にも当然ありますし、ホームページにも掲載されている部分ですけれども、基準額としているのが、年間保険料が8万3,148円ということで記載されております。その部分を鑑みても、これは世帯に住民税課税者がいる場合のものが基準額として年額8万3,148円というこ

とであります。物価高騰などを受けている、コロナも長く続いていた。それも鑑みると、この第9期が始まった令和6年度以降、昨年度以降というのは、やはり経済的に厳しいご家庭が多くなっている、さらに困窮しているところも増えている。それは全て生活保護に行っているのかということ、生活保護もそこまで増えていない市町村も多くあるかと思えます。そうすると基準額の8万3,148円を皆さんはしっかり払われているのか。負担なく払っているのかということところがすごく疑問なんですね。それで今回、負担軽減していく減免の措置というのをしっかりと積極的に周知を案内して、滞納する前に相談ができるような体制を各市町村、広域も率先して行うべきではないかと思っています。滞納期間が長ければ長いほど分納という手続、分割のお支払いというのがありますが、その負担が大きくなってきます。それを防ぐためにも、もっと積極的に案内すべきではないか。当然、困窮している方以外、滞納している方以外でも精一杯払っていらっしゃる方もいらっしゃると思います。そこにもしっかりと案内を進めていく、これは必要ではないかと思いますが、その点を伺ってもよろしいですか。

○議長 松田昌邦 会計課長。

○会計課長 金城直子 お答えします。今、議員がおっしゃるのは第9期計画の第5段階、年間保険料が8万3,148円の基準額のお話になるかと思えます。先ほどお話もありましたが、金額が多いということに負担を感じているとか、そういうお話が家庭訪問等の中で情報をいただいたときには、支払い能力に応じて分割の相談を行っております。未納が残ってしまうと、今後また給付サービスに制限がかかってきたりということもありますので、そういう制度の説明もしながら、できる限り分割を勧めて、状況に応じてではあるのですが、その人、その人によるケース・バイ・ケースで分割納付につなげて

っております。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 分割納付を勧めるというのは分かっているのですが、それと同時に減免のお話もぜひしていただきたい。なぜかという、介護保険料の減免制度についての1から5に該当する方が対象ですとホームページにも掲載されておりますが、その中の⑤その他広域連合長が必要と認める方というのも対象になってくるのです。家計急変が経済的な負担になっている方というのは大きいです。その部分でも該当していくことがすごく大事なのかと思いますので、ぜひ分割の納付、これも勧めるのと同時に、減免制度についてもしっかりと案内をして、どちらがいいですかというよりも、減免をまずしてみましょう、それでもいいと思うんですね。そうでなければ、分納するということはそのままその金額の負担がそのままのしかかってくるということになるので、その点はしっかり考えていただきたいのですが、減免に対しても同じように同時に案内しているのか。その点を伺います。

○議長 松田昌邦 会計課長。

○会計課長 金城直子 先ほど12名の徴収員がおりますとお答えいたしました。その12名が家庭訪問をする際に、制度説明をしっかり行っております。未納につながらないように状況を説明して分割を勧めているところですが、そのやり取りの中で減免制度の細かい説明を行っているところですので、今後も丁寧に、こういうところはさらに密に説明をしていきたいと考えております。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 それでは、質問要旨の(2)に移ります。

介護保険サービス利用者の負担額軽減策を伺います。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 (2)についてお答えします。

所得が低く、特に生計が困難であるものについて、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が利用負担の一部を軽減する社会福祉法人等による生計困難者による利用者負担軽減事業と、離島等地域における社会福祉法人等が利用負担者の一部を軽減する離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担軽減措置事業を実施しております。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。次と関連しますので、そのまま質問要旨(3)を伺いたいと思います。

(3)負担額軽減策を利用しても保険料またはサービス利用料を支払えない方がいるのか伺います。

○議長 松田昌邦 会計課長。

○会計課長 金城直子 (3)についてお答えします。複数の課にまたがるため、一括して会計課でお答えいたします。

保険料について、先ほど(1)で答弁いたしました。減免申請制度を利用した人数は、令和6年度で12名、全員が納付、納付誓約、分納等で対応しており、滞納はございません。また、サービス利用につきましては、事業所からそのような意見は伺っておりません。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。

まず、介護保険サービス利用者の負担軽減の部分で、こちらも保険料の減免措置、分割納付と同じように積極的に、そのサービス利用料の負担軽減策を受けることができるということを被保険者へも周知をしていただきたいんですね。今、通告に対しての答弁ですと、社会福祉法人等から申請が上がってくる内容になってくるかと思っております。実際、介護保険サービスを利用されているのは被保険者になりますので、その皆

さんもそれを知っていて、社会福祉法人を通して申請しなければならない。そういう方法も知っているのか。その点は気になる点なので、その部分の周知はどのようになっているのか。また、同じように市町村によって案内に差があると、住む場所によって介護保険サービスを利用する上での格差が生まれてしまいます。各市町村で案内に差がないようにしていただきたいのですが、これは保険料の減免に関してもそうなのです。その点、市町村格差はどのようになっているのかという点も併せて伺いたいと思います。

○議長 松田昌邦 しばらく休憩します。

休 憩 (午後0時04分)

~~~~~

再 開 (午後0時05分)

○議長 松田昌邦 再開します。

事務局長。

○事務局長 系数義人 お答えいたします。社会福祉法人等による利用者負担軽減制度ですが、こちらは介護サービスを受ける側が積極的に活用することが可能かというところという制度ではなくて、そのサービスを提供する側の社会福祉法人が制度を活用するかどうかというところによって変わるわけですね。したがって、社会福祉法人は法人税とかの減免の制度を受けている法人ですから、そういう社会的な存在意義を十分理解した上で制度を活用して、サービスを提供していきます。そのようなスキームになっていますので、これはサービスの利用者側から積極的に活用できるというような仕組みではございませんので、その点をご理解ください。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 私の伝え方もまずかったのと、理解がちょっと追いついていないところがあって、申し訳なかったです。

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の部分なのですが、実際広域のほうで発行されている

パンフレットの内容を見ますと、減額制度がありますというところで、低所得の場合②というところに書かれているのですが、所得が低く、特に生計困難な方について、介護保険サービスを行う社会福祉法人等が利用者の負担を軽減する制度がありますというところがあるんですね。この制度があることを、当然社会福祉法人というのは指導も広域のほうから入っているわけですから、この制度の案内もされているかと思えます。ただ、社会福祉法人の規模であったり、そのキャパであったりというところで、なかなか制度を利用していないケースもあるのではないかと考えられますし、その手続の遅れなども想定される場合がありますので、その点、利用者のほうが逆にこのサービスを受けられるんですけどということで、利用者側から積極的に社会福祉法人のほうに働きかけを行うことも大事ではないかと思って、今回この質問を上げているんですね。なので、サービスを利用する側の意見を、しっかりニーズを把握する上でも社会福祉法人、介護保険広域連合、また各市町村、全ての連携を取らなければならないのが介護の現場だと思っております。その点を踏まえて、全て利用できる制度というのは利用者も分からなければならない。その上できちんと周知をかけていくということが大事だと思っているんです。それで、今回一般質問ということで上げております。その点を踏まえて答弁いただきたいので、もう一つ、質問要旨の(4)まで進めてから答弁のほうをいただく形でよろしいでしょうか。

質問要旨(4)社会福祉法人等による生活困窮者に対する利用者負担額軽減制度事業において、補助金の申請が事業者の負担となっていないか伺います。この点も答弁をいただきたいと思えます。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。補助金

の申請につきましては、広域連合と事業者が連携して申請について精査等を行い、沖縄県へ申請を行っております。事業者の負担になっているという報告はございません。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 では、申請の手續に係る社会福祉法人等の事業者の負担、私は先ほどから気になると言いましたが、それは特にありませんという答弁でしたが、事業者間で申請手續に遅れなどの差はあるのでしょうか。それも特にないということによろしいのでしょうか。また、利用できる社会福祉法人は、全てこの制度を利用しているという理解でよろしいでしょうか。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。この事業所は、県へ登録している社会福祉法人63事業所であります。令和6年度の実績で法人が21事業所、対象者数が194名となっております。申請につきましては、精査を行うため、広域連合と事業所が一緒になって精査を行った上で、県への進達となっております。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 今の点の確認ですが、県に登録されているのは63事業所で、申請を行っているのは21事業所ということによろしかったのでしょうか。もう一度、伺ってもよろしいですか。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 お答えします。令和6年度の実績は、21事業所となっております。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 実績で21の事業所がこの制度を利用しているということは、残りの事業所は約30事業所以上ありますよね。42事業所でしょうか。ここはこの制度は必要ないという事業所なのでしょうか。その点、伺ってよろしいですか。

○議長 松田昌邦 総務課長。

○総務課長 宇地原勇 こちらのほうから登録している63事業所については確認を行って、募集といたしますか、それを促しております。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。確認を行って、残りは必要ないという判断をされたということなのですが、それは対象の利用者がいないということでしょうか。要は、低所得の利用者がいないということなのでしょうか。それとも申請負担がある、それまで回らないということで申請できないから断っているというケースなのでしょうか。その点を伺います。

○議長 松田昌邦 事務局長。

○事務局長 糸数義人 お答えいたします。対象者がいるのかいないのかというところですが、そこについては推察ですけれども、いると思います。低所得者というのはどの地域にも存在しているものと認識しております。しかしながら、この事業につきましては利用者が負担する部分の半分を事業者が負担すると。その半分については、また一定程度の補助で補填するわけですが、全額補填されるかというところではなくて、必ずその実施法人の負担が伴うわけです。ですから、そういうのも理由として実施されていないところもあるでしょうし、人的資源が追いつかずに実施をしていない法人もあるのかというふうに推察しているところであります。したがって、これが理由でというような理由としては、把握しているところはございません。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 ぜひその理由を把握していただきたいんですね。要は、今の制度で足りない部分を補うための制度が必要ですし、今の制度が合わないのであれば、改正する必要があると思います。誰が使うのかというのは、保険者である利用者である住民ではないですか。そこが使いづらい制度というのを使いやすくする

ために、利用していただきたい方がしっかり利用できるようにしていくのが介護保険サービスだと思うんですね。その点、しっかり分析・把握するためにも、なぜなのかというところを把握していただきたいのです。その点、ぜひ努力をしていただきたいと思っております。その部分が次のものにかかってくるのかは分かりませんが、質問事項2に移らせていただきます。

2. 事業者への経営・運営等の指導について。質問要旨(1) 地域密着型事業所や居宅介護支援事業所に事業所の運営指導を実施していますが、その内容を伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。当広域連合では、介護保険法第23条の規定により、サービス利用者の自立支援及び尊厳の保持、介護保険施設及び事業者の支援を基本とし、適正な事業運営が行われているかを確認するため6年目の指定更新時や居宅介護支援事業所や、施設サービスでは開所2年目を対象として運営指導を行っております。内容としましては、通知の際に自己点検シート、事業所の勤務表、運営規定や事業所のパンフレット等を運営指導前に提出してもらい、事業所へ出向き、サービスの提供体制や人員配置、運営体制や介護報酬の記録の確認等を行い、法令遵守とサービスの質の確保が図られているかを確認しております。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。

では、質問要旨(2)も続けて伺います。介護を担う人材の育成について、市町村や事業所等との連携や取組を伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。介護保険を担う人材の育成については、広域連合としても重要な課題と認識しております。沖縄県からの研修情報やセミナーの通知がある際には、速やかに広域連合のホームページに掲載

し、周知に努めております。研修については、対象となるサービス事業所に対し個別にメール等での案内を行うなど、円滑な受講につながるよう取り組んでおります。今後とも市町村や関係機関と連携しながら、介護人材の確保・育成に努めてまいります。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。

質問事項1とも関連している部分になっているとは思っているのですが、その点も踏まえて再質問をしていきます。

先ほど社会福祉法人等による利用者の負担軽減策の答弁をいただいております。事業者への経営・運営等の指導について、運営の部分というのは当然経営も入っているかと思っております。先ほどの社会福祉法人等の負担軽減というのは一部自己負担もあるんだということをおっしゃってございました。その自己負担をするだけの経営体力がないのであれば、そこも指導として見ていかなければならない部分かと思っておりますが、その点はどのように見ているのか伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 まず、運営指導につきましては、実際財源というよりは、運営が適正に法に基づいてできているか。例えば人員体制であったり、運営規程がきちんと掲示されているかとか、基本的な基準がきちんと満たされているかという確認が基本となりますので、これであまり経営がうまくいっていない、利用者の確保ができていないというところまでは、運営指導の中では確認はできておりません。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 運営指導の中で確認はできていないということですが、事業者からそういう相談が上がるということはないのでしょうか。これは運営指導に当たる場合だけでなく、介護保険広域連合の直接事務所への問合せであったり、相談であったり、そういう部分

はないのでしょうか。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。この運営自体で利用者が確保できないとか、そういう内容の問い合わせというのは基本的にはない状況です。ただ、今あるみたいに例えば加算を取るためにはどういう体制が必要なのかとか、どういう申請が必要なのかというのは、問合せはある状況であります。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 介護の現場というのはすごく過酷ですし、事業所は運営を継続するために、事業運営の経済的な負担というのはすごく大きくなっているというのも、実際社会現象としてありますよね。それがどんどん困窮しているというのも聞いております。その上で介護保険広域連合でしっかり事業所に運営指導を行っている。もしくは、様々な問合せを受けている、相談を受けているという場ですので、ぜひその部分を把握していただいて、なぜなのかという分析もかけていただいて、よりよく各市町村、29の市町村がありますので、公平に同じように介護保険サービスが受けられる制度というか、その環境を構築していただきたいのです。その点で今回挙げました介護保険料の負担軽減策であったり、介護保険サービスの利用者の負担軽減策、当然社会福祉法人等の皆さんが申請をするということになっていきますので、それを把握していただかないと最終的に利用者へのサービスというところを公平に保っていく、そこがなかなかできていかないと思っています。それで今回ここまで挙げているのですが、運営指導に当たる際でも、当然経営に口を出すということはやってはいけないことですので、それは駄目なのですが、相談でここが困っている、補助金はこういうのを創設できないのか、こういう支援をできないのか、それをしっかりと受け止めていただく体制づくりは大事だと思ってい

るんです。その点はどのようにお考えなのか伺います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。実際、運営について相談があった場合には、それはうちではありませんというような対応は取っておりません。なので、前に一度、離島等でこういうサービス確保ができないかとか、例えば小規模多機能をやりたいけれどもどういうやり方がいいのかという問合せとかはもちろんありますので、そのときに先進的にうまくいっているところを、「こういうところがうまくいっているので、まずは見に行ってみたらいかがですか」という話があります。ただ、先ほどお話があったように、運営に対してこちらが、「いや、こういう運営のやり方じゃなくて、もっと」という形の問合せというのは、そういう問合せも今はないですし、それに対してこちらからどうこう言うことはなかなか難しい状況にあると思います。

○議長 松田昌邦 13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 介護を担う人材の育成についても答弁いただいております。研修なども行って、個別のメールも事業所に対して差し上げているということだったのですが、周知することはすごく大事なので引き続きやっていただきたいのですが、介護の現場というのは本当にひどいなと思うのが、在宅介護に当たっているヘルパー、介護職員から命を預かっている責任感のお話をされまして、命を預かっているで目を離せない。なかなか自分も休めない。休んでもこの方がお元気なのか、何も緊急事態は発生していないのか、すごく不安になる。一人で見なければいけない時間が長過ぎるという声をいただいています。そういう意味でも、人材不足というのはすごく過酷な現状と、介護職員の給与自体が低いという現状がありますので、その部分をしっかりと改善していかなければなら

ないというのが広域、全国でも同じような問題なのかなと思っています。今、介護職員が本来医師や看護師がやるべき医療の部分も、喀痰吸引とか経管栄養なども研修を受けて行っているというのが今の現実です。その部分もしっかり踏まえて、研修を受けられない方もいらっしゃる。それを受けていただくためにどのような工夫が必要なのかということも把握していただきたいのですが、研修を受けられない方、受けたくても受けられなかった事業所介護職員というのは把握されているのか伺って、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長 松田昌邦 計画推進課長。

○計画推進課長 大城朝敏 お答えいたします。まず、この研修については、例えば事業所の管理者であったり、プランをつくる方が必ず受けないといけない研修というのがありまして、それは県のほうから通知が来るので、その通知については事業所のほうに直接メールを送って、必要な事業所には通知しているというところがあります。実際、研修を受けられない、受けたいけど受けに行けないという状況については、「今受けられないんだけどどうしたらいいか」とかということの問合せは、今のところない状況なので、そこはまだ把握しておりません。

○議長 松田昌邦 これでも新垣千秋議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。

休 憩 （午後0時23分）

~~~~~

再 開 （午後1時40分）

○議長 松田昌邦 再開いたします。

日程第8 同意第1号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長 赤嶺正之 同意第1号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について。沖縄県介護保険広域連合副広域連合長に下記の者を選任したいので、沖縄県介護保険広域連合規約第12条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるとでございます。記、氏名 上原一宏。住所、生年月日につきましては、表記のとおりでございます。提案理由といたしまして、宮里哲副広域連合長が令和7年5月31日付で任期満了により退任したことに伴い、後任の副広域連合長として選任したいため、沖縄県介護保険広域連合規約第12条第3項の規定により、議会の同意を求めるとでございます。

次のページに履歴書を添付してございますので、お目直しをお願いいたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 松田昌邦 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。次に、賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第1号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって同意第1号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任については、原案のとおり同

意することに決定しました。

日程第9 同意第2号 沖縄県介護保険広域連合の識見を有する監査委員の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○**広域連合長 赤嶺正之** 同意第2号 沖縄県介護保険広域連合の識見を有する監査委員の選任について。下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第292条の規定により準用する同法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。氏名 前原信博。住所と生年月日は、表記のとおりでございます。提案理由といたしまして、比嘉善弘監査委員が令和7年8月22日付で任期満了により退任することに伴い、後任の監査委員として選任したいため、沖縄県介護保険広域連合規約第16条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次のページに履歴書を添付してございますので、お目通しください。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**議長 松田昌邦** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○**議長 松田昌邦** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○**議長 松田昌邦** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第2号 沖縄県介護保険広域連合の識見を有する監査委員の選任についてを採

決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**議長 松田昌邦** 異議なしと認めます。したがって同意第2号 沖縄県介護保険広域連合の識見を有する監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第10 議案第8号 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○**事務局長 糸数義人** 議案第8号 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定についてご説明します。

本件は、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定に基づき、本広域連合の収納及び支払いの事務を取り扱わせる指定金融機関として、沖縄県農業協同組合を令和7年10月1日から令和9年9月30日までの期間を付して指定するため、議会の同意を求めるものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**議長 松田昌邦** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はある方はございますか。

(「質疑なし」の声あり)

○**議長 松田昌邦** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○**議長 松田昌邦** 討論なしと認めます。これ

で討論を終わります。

これより議案第8号 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 異議なしと認めます。したがって議案第8号 沖縄県介護保険広域連合指定金融機関の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 糸数義人 議案第9号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

第1条 歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,646万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億6,335万9,000円とするものです。

第2条は、債務負担行為を定めるものであります。内容については、第2表 債務負担行為補正で説明しますので、3ページをお開きください。債務負担行為をする事項は、沖縄県介護保険広域連合第10期介護保険事業計画策定業務委託で、期間は令和7年度から令和8年度まで、限度額は1,843万8,000円であります。令和9年度から令和11年度を計画期間とした第10期事業計画を策定するものであります。

次に、補正内容についてご説明します。まず、歳入から事項別明細書でご説明します。6ページをお開きください。3款1項国庫負担金2万4,000円の減額は、低所得者保険料軽減負担金の令和7年度負担金交付申請に伴うものであり

ます。

4款1項県負担金1万2,000円の減額は、同じく低所得者保険料軽減負担金の令和7年度負担金交付申請に伴うものであります。

7款1項基金繰入金3,615万9,000円は、歳出に対する歳入不足を補うために財政調整基金から繰り入れするものであります。

7款2項特別会計繰入金193万4,000円は、令和6年度低所得者保険料軽減事業の実績に伴う特別会計からの繰出金の精算となっております。

7ページをお開きください。8款1項繰越金2,733万9,000円は、令和6年度決算剰余金の確定による追加補正で、合計剰余金は3,833万9,000円となります。

9款3項雑入106万5,000円は、令和6年度分の障害支援区分審査判定負担金、調査認定費負担金及び市町村事業費負担金の確定に伴う追加負担金となっております。

次に、歳出についてご説明します。8ページをお開きください。2款1項総務管理費773万4,000円は、1目一般管理費における人事異動等に伴う人件費1,237万6,000円の減額、システム機器設置委託料等644万円、4目財政調整基金積立金1,367万円であります。

9ページをお開きください。4款1項償還金及び還付加算金5,877万5,000円は、前年度実績に伴う償還金で、国・県・構成市町村への償還分であります。

4款3項繰出金4万8,000円の減額は、低所得者保険料軽減負担金の令和7年度負担金交付申請に伴うものであります。

10ページ以降の給与費明細書及び債務負担行為調書については、説明を省略させていただきます。

以上で一般会計補正予算(第1号)のご説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長 松田昌邦 これで提案理由の説明を終

わります。

これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手でもってお願いいたします。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。次に、賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第1号)を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

それでは、議案第9号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第1号)を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長 松田昌邦 挙手全員でございます。したがって議案第9号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 系数義人 議案第10号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

特別会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億5,013万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

390億9,334万8,000円とするものであります。

今回の補正は、令和6年度に実施した事業実績に伴う精算及び令和6年度特別会計決算により生じた決算剰余金の介護給付費準備基金への積立金が主な内容となっております。

まず、歳入から事項別明細書でご説明いたします。5ページをお開きください。3款2項国庫補助金558万6,000円は、4目の令和7年度の交付金申請に伴う保険者機能強化推進交付金11万9,000円の減額及び5目の保険者努力支援交付金570万5,000円の追加分であります。

8款2項一般会計繰入金4万8,000円の減額は、低所得者保険料軽減繰入金として一般会計からの繰入金を減額するものであります。

9款1項繰越金9億470万9,000円は、令和6年度決算剰余金の確定による追加補正で、合計剰余金は9億1,870万9,000円になります。

6ページをお開きください。11款3項雑入1億3,989万円は、過年度分の介護給付に係る市町村及び沖縄県の追加負担金と過年度分の地域支援事業費精算金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。7ページをお開きください。2款1項介護予防・日常生活支援総合事業費は、一般財源から国庫補助金に財源を組み替えるものであります。

4款1項保健福祉事業費11万9,000円の減額は、令和7年度の交付金申請に伴うものであります。

5款1項基金積立金7億9,645万2,000円は、介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図るために介護給付費準備基金に積立てするものであります。補正後の基金残高は24億4,768万円になります。

8ページをお開きください。7款1項償還金及び還付加算金2億5,187万円は、令和6年度事業実績に伴う給付費及び各種事業の国・県・市町村負担金の償還分を計上しております。

7款3項繰出金193万4,000円は、低所得者保

険料軽減事業の実績に伴う一般会計への精算となっております。

以上で特別会計補正予算（第1号）のご説明といたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 松田昌邦 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。次に、賛成者の発言を許します。

（「討論なし」の声あり）

○議長 松田昌邦 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号）を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長 松田昌邦 挙手全員でございます。したがって議案第10号 令和7年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13 認定第1号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 糸数義人 認定第1号 令和6年

度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

この決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見書を付して、議会の認定に付すものであります。

それでは令和6年度一般会計歳入歳出決算書により、歳入からご説明いたします。決算書の1ページ、2ページをお開きください。歳入合計は、予算現額15億5,994万5,000円に對しまして、調定額、収入済額とも15億4,782万8,923円で、予算現額と収入済額との比較は1,211万6,077円の減となっております。収入済額は、前年度に比べ2億3,144万8,989円、13%の減となっております。歳入全体の調定額に対する収入率は100%、予算に対する収入率は99.22%であります。

次に、歳出についてご説明いたします。3ページ、4ページをお開きください。歳出合計は、予算現額15億5,994万5,000円に對しまして、支出済額15億948万9,728円、不用額5,045万5,272円となっております。支出済額は、前年度に比べ2億3,008万1,531円、13.2%の減、歳出全体の執行率は96.77%となっております。

それでは決算書の1ページに戻りまして、歳入について収入済額を基本に、前年度対比でご説明いたします。1款分担金及び負担金は10億7,309万8,657円で、前年度と比べ4,835万1,417円、4.3%の減となっております。

2款使用料及び手数料は283万2,690円で、前年度と比べ34万6,704円、10.9%の減となっております。

3款国庫支出金は2億6,706万2,065円で、前年度と比べ5,357万5,702円、16.7%の減となっております。

4款県支出金は1億4,931万6,032円で、前年度と比べ3,079万9,219円、17.1%の減となっております。

5 款財産収入及び6 款寄附金は、収入済額がありませんでした。

7 款繰入金は736万1,540円で、前年度と比べ6,823万7,460円、90.3%の減となっております。

8 款繰越金は3,206万1,653円で、前年度と比べ2,373万1,928円、42.5%の減となっております。

9 款諸収入は1,609万6,286円で、前年度と比べ640万6,559円、28.5%の減となっております。

次に、歳出について支出済額を基本に、前年度対比でご説明いたします。3 ページ、4 ページをお開きください。1 款議会費は257万7,746円で、前年度に比べ28万3,406円、9.9%の減、執行率は84.96%となっております。

2 款総務費は9 億4,154万8,005円で、前年度と比べ1,636万8,279円、1.7%の減、執行率は95.13%となっております。

3 款公債費は、支出済額はありませんでした。

4 款諸支出金は5 億6,536万3,977円で、前年度と比べ2 億1,342万9,846円、27.4%の減、執行率は100%となっております。

5 款予備費は、当初予算額300万円から120万円を充当し、予算現額は180万円となっております。

次に27ページをお開きください。実質収支に関する調書についてご説明いたします。実質収支額は3,833万9,195円で、前年度に比べ136万7,458円の減となっております。

次ページをお開きください。財産に関する調書についてご説明いたします。1 の物品については増減はありませんので、ご説明を省略させていただきます。

2 の基金についてご説明いたします。介護給付費準備基金は決算年度中増減高が7,442万9,000円減ったことで決算年度末現在高は23億6,433万6,000円、財政調整基金は1,350万3,000円増えたことで2 億3,305万9,000円となっております。

以上で認定第1号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてのご説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長 松田昌邦** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○議長 松田昌邦** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。次に、賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

**○議長 松田昌邦** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

認定第1号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてを認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

**○議長 松田昌邦** 挙手全員でございます。したがって認定第1号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第14 認定第2号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

**○事務局長 糸数義人** 認定第2号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決

算の認定についてご説明いたします。

この決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の決算審査意見書を付して、議会の認定に付するものであります。

それでは、令和6年度特別会計歳入歳出決算書により、歳入からご説明いたします。決算書の1、2ページをお開きください。歳入合計は、予算現額388億4,634万9,000円に対しまして、調定額398億2,340万9,637円、収入済額394億7,106万6,919円、不納欠損額1億952万9,338円、収入未済額2億8,167万2,758円、予算現額と収入済額との比較は6億2,471万7,919円の増となっております。収入済額は前年度と比べ5億4,327万3,026円、1.4%の増となっております。歳入全体の調定額に対する収入率は99.12%で、前年度と比べ0.04%増、予算に対する収入率は101.61%で1.68%の増となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。3、4ページをお開きください。歳出合計は、予算現額388億4,634万9,000円に対しまして、支出済額385億5,235万7,798円、不用額2億9,399万1,202円となっております。支出済額は前年度に比べ9億7,616万6,692円、2.6%の増、執行率は99.24%となっております。

それでは決算書の1ページに戻りまして、歳入について収入済額を基本に、前年度対比でご説明いたします。1款保険料は82億9,798万3,154円で、前年度に比べ2億7,977万9,016円、3.5%の増となっております。保険料全体の収納率は98.27%で、前年度98.14%を0.13%上回っております。

2款分担金及び負担金は47億977万9,133円で、前年度と比べ1,671万8,977円、0.4%の増となっております。

3款国庫支出金は85億9,713万8,339円で、前年度と比べ2,472万3,701円、0.3%の増となっております。

4款支払基金交付金は97億7,891万5,000円で、前年度と比べ4億1,052万2,000円、4.4%の増となっております。

5款県支出金は53億4,130万8,966円で、前年度と比べ3,428万4,816円、0.6%の増となっております。

6款財産収入及び7款寄附金は、収入済額がありませんでした。

8款繰入金は13億3,530万4,131円で、前年度と比べ2億2,354万3,550円、20.1%の増となっております。

9款繰越金は13億4,560万2,787円で、前年度と比べ4億1,782万6,405円、23.7%の減となっております。

10款広域連合債は、収入済額がありませんでした。

11款諸収入は6,503万5,409円で、前年度と比べ2,847万2,629円、30.4%の減となっております。

次に、歳出について支出済額を基本に、前年度比でご説明いたします。3、4ページをお開きください。1款保険給付費は348億3,286万3,871円で、前年度に比べ13億4,229万9,065円、4%の増、執行率は99.69%となっております。

2款地域支援事業費は22億7,452万1,233円で、前年度に比べ1億1,621万4,100円、5.4%の増、執行率は94.39%となっております。

3款財政安定化基金拠出金は、支出はありませんでした。

4款保健福祉事業費は1,310万6,000円で、前年度に比べ407万1,000円、23.7%の減、執行率は62.86%となっております。

5款基金積立金は7億4,294万3,000円で、前年度に比べ1億8,130万1,000円、19.6%の減、執行率は100%となっております。

6款公債費は、支出はありませんでした。

7款諸支出金は6億8,892万3,694円で、前年度に比べ2億9,697万4,473円、30.1%の減、執

行率は98.16%となっております。

8款予備費は予算現額3,000万円に対しまして、支出はありませんでした。

次に23ページをお開きください。実質収支に関する調書についてご説明いたします。実質収支額は9億1,870万9,121円で、前年度に比べ4億3,289万3,666円の減となっております。

以上で認定第2号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

**○議長 松田昌邦** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

**○議長 松田昌邦** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を許します。

次に、賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

**○議長 松田昌邦** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

認定第2号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定についてを認定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

**○議長 松田昌邦** 挙手全員でございます。したがって認定第2号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第15 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、別紙のとおり地方自治法第292条において準用する同法第100条第13項及び会議規則第120条の規定により、議員を派遣することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長 松田昌邦** 異議なしと認めます。したがって議員派遣の件については、別紙のとおり決定いたしました。

日程第16 閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長及び議会活性化特別委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長 松田昌邦** 異議なしと認めます。したがって委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。本定例会で議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長 松田昌邦** 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

令和7年第70回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 (午後2時21分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

沖縄県介護保険広域連合議会議長

松田昌邦

署名議員（議席番号15番） 新垣貞則

署名議員（議席番号16番） 山城勝貴